

★ 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第六十五号）（税務課）

一 改正の要旨

- 1 徴税吏員が物件を留め置く場合に当該物件を提出した者に交付する書面について、必要な規定及び様式の整備を行った。
- 2 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行等に伴い、所要の整備を行った。
- 3 その他所要の整理を行った。

二 施行期日

- 1 一 3の改正 令和五年十二月二十八日
- 2 一 1及び2の改正 令和六年一月一日